麻薬年間届について

(1) 届出義務者

麻薬年間届は、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設の場合は、麻薬施用者)及び麻薬小売業者が届け出てください。

(2) 届出内容

届出義務者は、その管理下にある業務所(病院、診療所、麻薬小売業者等)において、<u>令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間</u>に所有し、譲り渡し(調剤、施用、使用し)、又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、<u>令和5年9月30日現</u>在で麻薬年間届を作成してください。

この期間において麻薬を所有せずかつ施用(使用)しなかった場合でも、表に斜線 を引いて提出してください。

様式はコピーして使用することができます。

なお、届出用紙は窓口でも入手できます。また、薬務課のホームページからダウンロードすることもできます。

| ダウンロードはこちらから| \Rightarrow https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/malicense/malicense.html

(3) 届出期日

令和5年10月2日(月)~令和5年11月30日(木)

(4) 届出先及び部数

所管する保健所等(麻薬免許継続申請窓口と同じ)へ1部届け出てください。

(5) 届出にあたっての注意事項

ア 年間届の記載にあたっては、帳簿と実在庫を必ず突合し、誤りや漏れがないよう に注意してください。

イ 様式裏面の記載上の注意や記載例を参照し記入してください。